



償却資産申告について

毎年、賦課期日（1月1日）現在で事業用の償却資産を所有している人は、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告をすることが地方税法により義務づけられています。無申告または虚偽の申告には、過料または罰金刑などが科される場合がありますので、必ず申告を行ってください。

提出期限

平成31年1月31日（木）

提出先

税務課 課税係

提出方法

郵送か窓口へ直接

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、平成33年3月31日までに代替償却資産を取得した場合、または地震により損壊した償却資産を改良した場合には、取得・改良した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を2分の1に減額します。申告書の提出期限までに「熊本地震に係る被災代替償却資産特例申請書」を提出してください。

償却資産申告とは… 事業用に使われている構築物・機械・器具・備品等で、具体的には次のようなものです。

業種	申告対象となる主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事 など
農業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン（大型特殊自動車）、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚 など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 など
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付きも含まれます） など
医業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）
不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装、自転車置き場、門・塀・緑化施設等の外構工事 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール など

申告書について 前回、申告を行った個人や法人の事業主には、申告書用紙を12月下旬に送付します。申告が必要な人で、申告書用紙がない場合は、町ホームページよりダウンロードすることができます。また、税務課にご連絡いただくと申告書を送付します。

電子申告（eLTAX）による申告も受け付けています。利用方法は、eLTAX（エルタックス）：地方税ポータルシステムのホームページ（<http://www.eltax.jp>）にてご確認ください。法人税・所得税の確定申告とは異なりますので、間違いのないよう申告をお願いします。

税額の計算方法

税額＝課税の対象となる全ての償却資産の課税標準額の合計 × 税率 1.4%

ただし、課税の対象となる全ての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満の場合は免税となり、償却資産に対する固定資産税の課税はありません。



土地利用方法の変更は課税係に連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況により認定されます。土地の利用方法を変更した場合には、課税係へ連絡をお願いします。

また、地方税法に基づき、随時、現地調査を行っています。調査の結果、固定資産税課税台帳の地目と相違があった場合は、職権で課税地目の変更を行います。課税地目を変更する場合には、その旨を文書にて送付しますので、確認をお願いします。



建物の取り壊しや所有者変更等をしたときは届出を

建物を取り壊したときや年内に取り壊しを行うときは、翌年から固定資産税の課税対象となりませんので、届出が必要です。届出がない場合、引き続き課税される場合がありますので、必ず届出を行ってください。未登記家屋の所有者の変更や建物の増改築、リフォームを行ったときも届出が必要です。